

町の職員数や給与の状況を お知らせします



職員数や給与の状況を住民の皆さんにお知らせし、より一層人事行政の公平性と透明性を高めていきます。なお、このページでは平成28年度の内容を中心にお知らせします。
▶問合せ 総務グループ ☎079(435)0357

●一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成29年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	257,200円	292,900円	323,300円
高校卒	224,500円	264,000円	299,500円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、採用前に民間経歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加算した年数をいいます。

●職員手当の支給状況 (企業会計職員除く)

(平成28年度決算)

手当名	支給者数	支給実績	1人当たりの平均支給年額
扶養手当	58人	14,938千円	257,556円
地域手当	167人	19,275千円	115,420円
住居手当	78人	6,522千円	79,540円
通勤手当	140人	11,463千円	81,885円
管理職手当	54人	37,981千円	703,354円
時間外勤務手当	113人	28,728千円	254,231円
期末・勤勉手当(年間4.3月分)	167人	228,963千円	1,371,036円

※支給者数は平成28年4月1日現在の人数です。 ※期末・勤勉手当は民間でのボーナスのことです。

●特別職の報酬などの状況

(平成29年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当(28年度支給割合)	区分	給料・報酬月額	期末手当(28年度支給割合)
町長	920,000円	4.25月分	議長	405,000円	4.25月分
副町長	760,000円	4.25月分	副議長	310,000円	4.25月分
教育長	705,000円	4.25月分	議員	285,000円	4.25月分

①職員の任免及び職員数に関する状況 (平成28年4月1日から平成29年3月31日)

(1) 職員の競争試験の状況

一般行政職、幼稚園教諭の採用試験を実施しました。

(2) 職員の採用の状況

一般行政職の職員として11人(男5人、女6人)を、保健師として2人(男1人、女1人)を、幼稚園教諭として1人(女1人)を平成28年4月1日付で採用しました。

(3) 職員の退職の状況 (平成28年度中の退職者数)

退職事由	人数
定年退職	9人
勸奨退職	0人
普通退職	2人
死亡退職	1人
合計	12人

(4) 行政職の級別職員数の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	38人	24.5%
2級	主事	18人	11.6%
3級	主査	33人	21.3%
4級	リーダー補佐・主任	13人	8.4%
5級	リーダー	31人	20.0%
6級	統括	15人	9.7%
7級	理事	7人	4.5%
計		155人	100%

※職員数の中に教育長並びに教育職給料表適用者(5人)及び技能労務職給料表適用者(15人)は含みません。

②職員の勤務時間などの状況

(平成29年4月1日現在)

(1) 勤務時間

職員の基本的な勤務時間

※勤務場所により時間が異なります。

項目	内容
職員の勤務時間	8:30~17:15(1日7時間45分、1週間当り38時間45分)
休憩時間	12:00~13:00(60分)

(2) 職員が取得できる休暇など

職員が取得できる休暇は、有給の年次有給休暇、療養休暇、特別休暇(結婚・出産・忌引など)と無給の介護休暇、育児休業などがあります。なお、平成28年度における年次有給休暇の取得状況については、右記の通りです。

年度付与日数	最高20日
前年度からの繰越日数	最高20日
平均取得日数	9.7日

③職員の給与の状況

●人件費の状況 (普通会計決算)

(平成28年度)

住民基本台帳人口(28年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率(B/A)	(参考)27年度の 人件費率
34,569人	10,575,320千円	674,696千円	1,453,947千円	13.7%	14.3%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬なども含みます。

●職員給与費の状況 (普通会計決算)

(平成28年度)

職員数A	給与費				1人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
153人	563,692千円	116,788千円	215,289千円	895,769千円	5,855千円

(注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。

2. 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

●職員の平均給料月額と平均年齢の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	38.9歳	294,051円	362,776円
技能労務職	52.7歳	329,380円	357,086円

(注) 一般行政職とは、技能労務職、企業職、税務職、教育職などを除いた職員です。「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

●一般行政職の初任給の状況

(平成29年4月1日現在)

区分	播磨町	
	初任給	2年後の給料
大学卒	184,800円	196,200円
高校卒	155,800円	166,200円

過去に学び 大地震に備えて転ばぬ先の杖

12月23日、中央公民館で播磨町自主防災組織連絡会が主催する平成29年度播磨町自主防災組織合同研修会が行われました。研修会に参加した176人は、講師の福和伸夫氏（名古屋大学減災連携研究センター長）の講演に真剣にメモを取りながら、聞き入りました。

▶問合せ 危機管理グループ ☎079（435）0991

「人間はものを見たり考えたりする時、自分が好ましいと思うことや、自

「有りうることはおこる、有りえないこともおこる。見たくないものはない。見たいものはない。可能な限りの想定と十分な準備をする」

また、2千年前にシーザーはこう言

東日本大震災の東電の原子力発電

所における事故調査検証委員会委員

長の畑村洋太郎さんが、こんな言葉を

言っています。

はじめに

転ばぬ先の杖という良い言葉を、先輩たちは私たちに残してくれました。そのことをお話ししたいと思います。敵が強い、自分が強い、地震に勝つか負けるかが決まります。敵は外

流され、残らなかった」

波は川をさかのぼって、たちまち城下

まで来た。海から数千里の間は、

広々とした海となり、その果てはわか

らぬ。原や野や道はすべて、大海原

となり、人々は船に乗り込む間もなく、

山に登ることもできなかった。溺死者

先人の記録から見る地震災害

1千150年程前、播磨地域で山崎

断層帯地震を震源とした播磨国地震

が起きています。この時代は地震の起

き方(地震が発生した場所や規模など)

が、現代とそっくりなのです。今後

も当時と同じような地域で、同様の規

模の災害が発生していくとすると、富

士山噴火、首都圏直下地震、南海トラ

フ巨大地震はもちろんです、発生確率が低

いといわれている山崎断層帯地震も、

意外と心配だと思えます。

播磨国地震の直後には、東北で貞観

講師プロフィール 福和 伸夫氏

名古屋大学減災連携研究センター長
あいち・なごや強靱化共創センター長
日本地震工学会長

建築耐震工学、地震工学、地域防災などの教育・研究に従事。最近の著書に「次の震災について本当のことを話してみよう」(時事通信社)などがある。

東日本大震災で起こったことと照らし合わせてみると、福島第一原発で起きたこと以外は、すべて国史に書いてあることと同じことが起こっています。しかし、東日本大震災は想定外の災害と言われることが多いです。地震学者は地震のことについてしか研究しておらず、このような研究をしていなかったのです。学問が先端化し、とても狭い範囲に留まるようになってきた結果、針のような学問の専門家だらけで、間が隙間だらけの社会を今つくっています。この国は、想定外だらけになってま

町の職員数や給与の状況をお知らせします

①職員の分限及び懲戒処分の状況

項目	内容
分限処分	公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、免職、退職、降任、降給の4つの種類があります。平成28年度は、心身の故障のため長期の療養を要するとして5件の退職処分を行いました。
懲戒処分	公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追究して行う処分のことをいい、免職、停職、減給、戒告の4つの種類があります。平成28年度は、該当する事例がありませんでした。

②職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員研修

職員に対しては、事務能力の向上を目的とし、随時研修を実施しています。

ア 派遣研修	のべ参加人数 132人	のべ参加日数 361日
イ 内部研修	のべ参加人数 1273人	のべ実施日数 51日

(2) 人事評価

職員が割り当てられた職務と責任を遂行した実績並びに執務に関連して見られた職員の性格、能力及び適正を公正に評価し、人材育成と処遇への反映を目的として人事評価を実施し、勤勉手当の支給に反映しています。平成28年度の実施状況は次の通りです。

実施時期	対象者
平成28年10月（4月から9月までの状況）	全職員
平成29年4月（10月から3月までの状況）	全職員



③職員の福利厚生と利益の保護の状況

●福利厚生制度

地方公務員法の規定により、地方公共団体は職員の福祉の増進を図るための共済制度や福利厚生制度を実施することが定められており、職員は下記の団体に加入しています。

加入制度	一般職員	用務員・調理員	幼稚園教諭
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	公立学校共済組合 兵庫県支部	
互助会制度	兵庫県市町職員互助会		兵庫県学校厚生会

また、町の独自事業として、地方公務員法第42条の規定に基づき職員の保健、元気回復の施策として平成28年度では職員定期健康診断、インフルエンザ予防接種、置き薬の設置、職員スポーツ交流会を実施しました。

●公務災害関係（労働災害に相当するもの）

職員が、公務上、通勤途上の災害により、負傷などまたは死亡した場合は、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員またはその遺族などに対する必要な補償などを、町に代わって地方公務員災害補償基金が行います。町の職員については、「地方公務員災害補償基金兵庫県支部」が事務を行っています。

平成28年度では、公務災害として認定された事案は1件ありました。

●利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局により適当な措置をとられるべきことを要求することができます。平成28年度では、措置要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に対して不服の申し立てをすることができます。平成28年度では、不服申立はありませんでした。

